

社会福祉法人桑名市社会福祉協議会
給食業務委託業者選定に係る公募型プロポーザル実施要綱

社会福祉法人桑名市社会福祉協議会における給食業務の委託業者を選定するにあたり、利用者の生活において食事の楽しみは大きな比重を占めることから、価格のみを比較する競争入札方式でなく、食事提供の方針、体制、価格等を総合的に判断できる公募型プロポーザル方式により行います。

公募に当たっての条件等は次のとおりです。

1 委託業務の内容

- (1) 業務名称 社会福祉法人桑名市社会福祉協議会給食業務委託
- (2) 業務場所
 - ①桑名市星川 2 2 3 9－1
 - ②桑名市江場 1 1 1－5
 - ③桑名市下深谷部 4 9 6 0－1 0
 - ④桑名市長島町松ヶ島 6 6
 - ⑤桑名市多度町多度 1－1－1
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおりとする
- (4) 契約期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで
ただし、上記 (2) ②は、令和 7 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 3 1 日まで

2 応募の資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる項目のすべてを満たしていること。

- (1) 過去 5 年間に高齢者、障害者、児童に係る施設での給食業務実績を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (3) 三重県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に、三重県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

- (5) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。

3 参加申込

本プロポーザル参加希望者は、下記に則り参加申込書（別紙1）を提出してください。

- (1) 提出期限 令和6年10月10日（木）午後5時まで
- (2) 提出場所 桑名市常盤町51番地 総務企画課 担当：水谷・熊谷
- (3) 提出方法 上記提出場所へ郵送もしくは持参してください。
- (4) 留意事項 下記に該当する場合、参加申込が無効となります。
 - ①提案書を提出期限までに提出しなかった場合。
 - ②見積内容が下記4(2)に規定する上限額を超過した場合。
 - ③提案内容に虚偽がある場合。
 - ④提案書提出時から契約書締結の間に、桑名市等の指名停止措置を受けた場合。
 - ⑤会社更生法の適用を受けるなど、契約履行が困難と認められる状態に至った場合。

4 提案書・見積書の内容及び提出方法

(1) 提案書の内容

提案書は別添の仕様書を参照するとともに、下記内容を含め作成してください。

①会社の概要

- ア. 創立年月日
 - イ. 代表者氏名
 - ウ. 従業員数
 - エ. 所在地（本社及び桑名市最寄の営業所）
 - オ. 採用となった場合の契約窓口
 - カ. 本案件に従事するスタッフ数
 - キ. 主な高齢者、障害者、児童に係る施設での給食業務実績
 - ク. 配置される調理員の（予定者）の資格及び実績
 - ケ. 決算内容（直近1か年の貸借対照表・損益計算書）
- ②高齢者入所施設、高齢者通所施設、障害児者通所施設、保育園に係る給食に対する基本的な考え方
- ③満足度向上のための具体的取組案（メニュー・特別食・行事食等）
- ④入居者等への個別対応の考えと取組案（嗜好、アレルギー、宗教食等）
- ⑤嚥下困難者等に対する食事提供（嚥下調整食、療養食）

- ⑥食材調達と安全管理体制
- ⑦衛生管理体制
- ⑧人員配置計画及び人材確保にむけた考え方
- ⑨教育・研修体制
- ⑩運営管理体制
- ⑪危機管理体制（感染症及び災害等非常事態発生時、突発的な人員欠如時、食中毒発生時、一般的な事故発生時ほか）
- ⑫養護老人ホームにおける緊急事（大地震、台風、停電、感染症蔓延等）の対応案（食材の安定確保、業務継続計画、保存食の一部代替等）
- ⑬異物（アレルギー物質含む）混入時の対応
- ⑭その他アピールする点があれば記載のこと

（２）見積書

別添の仕様書に定める予定食数及び１人１食当たりの食材費限度額に基づき１人１食当たりの食材費と、１年間に係る管理費の金額（税別）をそれぞれ見積もってください。

なお、管理費の上限は契約期間全体で 148,000,000 円（税別）とし、検食及び保存食に係る費用も含むものとします。

（３）提出期間

- ①提出期限 令和６年１０月２３日（水）～３０日（水）午後５時まで
※提出期限後の受付、再提出、追加提出は一切認めません。
- ②提出場所 桑名市常盤町５１番地 総務企画課 担当：水谷・熊谷
- ③提出方法 上記提出場所へ郵送もしくは持参してください。
- ④必要部数 １０部

５ 仕様書に関する質問

（１）受付期間 令和６年１０月１１日（金）～１６日（水）午後５時まで

（２）質問方法 書面によることとし、電子メールで提出してください。

【アドレス：soumu@kuwana-shakyo.com】

（３）回答方法 質問の内容に応じて回答します。

回答は、桑名市社会福祉協議会ホームページに掲載します。

（４）回答期限 令和６年１０月２２日（火）

６ 選考方法

（１）審査方法

①社会福祉法人桑名市社会福祉協議会の役職員で構成する選考委員会において審査を行います。

②審査基準に基づき、提案書等による書類審査及びヒアリング審査を

実施します。

③審査基準に基づき、選考委員会で採点し、最も高得点の参加者を本業務委託契約締結に係る最優先交渉権者とします。

④最優先交渉権者が契約締結までに参加資格を有しなくなった場合、又は交渉不調等により契約できなくなった場合は、次点の参加者を新たに優先交渉権者として手続きを行います。

(2) 審査基準

①採点について

採点は、提案書等の内容に関する評価点及び価格等に関する評価点の合計点とします。

②基準及び配点

ア 給食に対する基本的考え方及び取組	(10点)
イ 運営体制、教育研修及び業務実績	(20点)
ウ 衛生管理、人員	(30点)
エ 危機管理（緊急時の対応含む）	(10点)
オ 見積額	(30点)

(3) ヒアリング

①日時 令和6年11月8日（金）頃

※詳細については別途通知します。

②場所 桑名市総合福祉会館 桑名市常盤町51番地

(4) 審査結果の通知

審査結果は、参加者全員に通知します。

ただし、各評価項目の点数等は公表しないものとします。

また、結果に対する異議は受け入れません。

7 契約

(1) 選定された業者と契約締結の交渉を行い、不調に終わった場合は、次点業者と交渉を行います。

(2) 選定業者と仕様書に基づき業務の詳細を協議した後、最終契約価格を決定し、契約を締結します。

8 事業者選定に係る日程について

(1) 公募型プロポーザル実施の公告（ホームページ掲載）

令和6年9月20日（金）

(2) 参加申込書提出期限

令和6年10月10日（木）

(3) 仕様書に関する質問受付期間

- 令和6年10月11日（金）～16日（水）
- (4) 仕様書に関する質問回答期限
令和6年10月22日（火）
 - (5) 提案書等の受付期間
令和6年10月23日（水）～30日（水）
 - (6) ヒアリング
令和6年11月8日（金）頃
 - (7) 審査結果通知
令和6年11月中旬
 - (8) 業務委託契約の締結
令和6年12月
 - (9) 業務準備（引継等）
契約締結～令和7年3月31日（月）
 - (10) 業務開始
令和7年4月1日（火）

9 本件に関する問い合わせ先

社会福祉法人桑名市社会福祉協議会 総務企画課 担当 水谷・熊谷
TEL：0594-22-8311 / E-mail:soumu@kuwana-shakyo.com

10 その他

- (1) 提案書の提案は、1社につき1案とします。
- (2) 提出された提案書は返却しません。
- (3) 提案に係る費用は全て提案者の負担とします。
- (4) 提案書は受託者決定の目的以外には使用しません。
- (5) 提案書の記載事項は契約時に仕様として採用します。
ただし、双方協議のうえ、内容の修正はできるものとします。
- (6) 契約者の決定通知後において、提案書の内容等に虚偽又は不適切な事項等が発覚した場合は、契約を直ちに破棄します。
- (7) 業務箇所における施設、設備、備品等に関する詳細は、必要に応じ現地施設で直接確認してください。なお、この際必要となる費用は全て参加者負担とします。
- (8) 施設等の現地見学を希望される場合は、参加申込書提出期限（10月10日 午後5時まで）対応しますので、事前に問い合わせ先へご相談ください。

以上